

第 20 回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和 7 年 1 月 23 日 (木) 午後 1 時 30 分 開会

開催場所 佐川町役場 2 階大会議室

出席 欠 農業委員 出席 7 名 欠席 2 名
○ 1 番 藤原 健祐 × 2 番 田村 和弘
○ 3 番 森田 有紀 ○ 4 番 氏原 延
○ 5 番 田村 公史 ○ 6 番 澤村 重隆
× 7 番 横畠 悦子 ○ 8 番 藤田 省三
○ 9 番 北添 正男
農地利用最適化推進委員 出席 13 名 欠席 0 名
○田村 幸生 ○味元 健清 ○田村 宮幸
○森 正彦 ○永田 和道 ○邑田 昌平
○中村 修 ○岡村 建介 ○山口 修二
○伊藤 洋章 ○田村 泰富 ○岩佐 誠志
○北添 秀紀

事務局 事務局長： 藤本 雅徳
係 長： 前田 紗歩 会計年度任用職員： 大原 彰子

日程 第 1 開 会
第 2 議事録署名委員選任
第 3 報 告
第 4 議 事
第 1 号議案 農地法第 3 条に関する
第 2 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件
第 5 そ の 他
第 6 閉 会

会長・・・・・・・・定刻になりましたので、これより第20回農業委員会定例総会を開催します。

本日は2番田村和弘委員、7番横畠悦子委員から欠席の報告が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2. 議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、3番森田有紀委員と、5番田村公史委員を指名します。

つづきまして、日程第3. 報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

藤本局長・・・・・・・・ それでは、日程第3. 報告事項につきまして、報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、15日に経営開始型交付金に関する面談が佐川町役場において開催され、事務局から私、藤本が出席しました。こちらに関しましては、経営開始型交付金を受給している間と、受給終了後は受給期間と同じ期間の間年2回の面談を行うことになっており、この日の対象は3名で、ニラ農家とイチゴ農家とトマト農家でした。

21日には、農用地利用集積等促進計画の手続きについての説明会がオーテピア高知図書館において開催され、事務局から私、藤本と前田係長が出席しました。こちらに関しましては、4月から開始される新しい利用権設定に事務手続きについて、事務の流れや前回のブロック別説明会からの変更点などの説明が行われました。

23日には、午前中に第10回佐川町農業関係機関連絡会が高吾農業改良普及所において開催され、事務局から私、藤本が出席しました。こちらに関しましては、関係機関の予定などについて話し合われました。午後からは、本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 使用貸借解約届1件について報告します。

貸し手が[]の相続人代表である、[]さん。借り手が[]さん。土地の所在が、[]番。地目は畑で、面積が[]㎡。解約事由が耕作不便のためで、合意年月日・引渡日とも令和6年12月24日です。

つづきまして、報告事項3. 賃貸借解約届3件について報告します。

6番目が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手が[]さん。土地の所在が、[]番。地目は田で、面積が[] m^2 。解約事由が契約内容の変更のため、合意年月日・引渡日とも令和6年12月23日です。

7番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手が[]さん。土地の所在が、[]番。地目は田で、面積が[] m^2 。解約事由が仮受人の変更のため、合意年月日・引渡日とも令和6年12月24日です。

8番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。土地の所在が、[]番 外7筆。地目は田が6筆と畑が2筆で、合計面積が[] m^2 。解約事由が[]のみ借受人変更のため、合意年月日・引渡日とも令和7年1月5日です。

つづきまして、報告事項4. 農地法第3条の3第1項の規定による届け出書10件について報告します。なお、届出事由はすべて相続となっています。

63番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 他4筆。地目は畑で、合計面積が[] m^2 。届出日は、令和6年12月23日です。

64番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 他4筆。地目は田が1筆と畑が4筆で、合計面積が[] m^2 。届出日は、令和6年12月25日です。

65番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 外7筆。地目は田が1筆と畑が7筆で、合計面積が[] m^2 。届出日は、令和6年12月26日です。

66番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 外14筆。地目は田が11筆と畑が4筆で、合計面積が[] m^2 。届出日は、令和7年1月7日です。

67番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 外2筆。地目は畑で、合計面積が[] m^2 。届出日は、令和7年1月9日です。

68番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 外9筆。地目は田が6筆と畑が4筆で、合計面積が[]㎡。届出日は、令和7年1月9日です。

69番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番。地目は畑で、面積が[]㎡。届出日は、令和7年1月9日です。

70番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 外8筆。地目は田が7筆と畑が2筆で、合計面積が[]㎡。届出日は、令和7年1月10日です。こちらは、[]様名義分となります。

71番が、相続人は70番と同じです。土地の所在が、[]番。地目は田で、面積が[]㎡。届出日は、令和7年1月10日です。こちらは、[]様名義分となります。

72番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 外12筆。地目は田が9筆と畑が4筆で、合計面積が[]㎡。届出日は、令和7年1月10日です。

報告は以上です。

会長・・・・・・・・事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がないようなので、これで報告を終わります。

つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・それでは、第1号議案農地法第3条に関する件1件について説明します。

譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。土地の所在が、[]番。地目は田で、面積が[]㎡。申請の内容は、売買による所有権移転で、売買価格は60万円。反当りにすると、約180,300円になります。行政書士の[]さんが代理人となっています。

以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第1号議案につきましては申請のとおり決定しました。

つづきまして、第2号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について、を議題とします。

今回は委員に関する案件がありますので、28番のみ、29番のみ、30番と31番、32番から48番、49番と50番、51番のみの6回に分けて審議します。

それでは、事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、第2号議案佐川町農用地利用集積計画（1月分）24件中、28番のみ説明します。

貸し手が■■■■■さん。借り手が■■■■■さん。土地の所在が、■■■■■番。現況地目は田で、面積が■■■■■㎡。賃貸借権の再設定で、借賃は反当り玄米90kg。1俵あたり13,000円と換算すると、19,500円になります。作付予定は水稻で、設定期間が令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間で。

以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案28番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第2号議案28番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、29番を議題とする前に、田村宮幸推進委員の退席を求めます。

田村宮幸推進委員が退席しましたので、29番を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

前田係長・・・ それでは、２９番のみ説明します。

貸し手が[]さん。借り手が[]さん。土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]㎡。賃貸借権の再設定で、借賃は反当り８，０００円。作付予定は水稻で、設定期間が令和７年２月１日から令和１２年１月３１日までの５年間です。

以上です。

会長・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第２号議案２９番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第２号議案２９番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

田村営幸推進委員の着席を求めます。

田村営幸推進委員が着席しましたので、３０番と３１番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・ それでは、３０番と３１番について説明します。

３０番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]㎡。賃貸借権の再設定で、借賃は玄米６０kg。１俵あたり１３，０００円で換算すると、反当り６，００２円となります。作付予定は水稻で、設定期間が令和７年２月１日から令和１０年１月３１日までの３年間です。

３１番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手が[]さん。土地の所在が、[]番。現況地目は畑で、面積が[]㎡。賃貸借権の再設定で、借賃は３５，０００円。反当りにすると、３８，４６１円となります。作付予定は施設イチゴの育苗ハウスで、設定期間が令和７年２月１日から令和１２年１月３１日までの５年間です。

以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案30番と31番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第2号議案30番と31番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、32番から48番を議題とする前に、森推進委員の退席を求めます。

森推進委員が退席しましたので、32番から48番を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、32番から48番を説明します。

なお、すべて借り手が[]さんの使用貸借権の設定であり、作付予定は飼料米。設定期間は令和7年2月1日から令和17年3月31日までの10年2か月間となっています。

32番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。土地の所在が、[]番。現況地目は畑で、面積が[]㎡。再設定です。

33番が、貸し手が[]さん。土地の所在が、[]番。現況地目は畑で、面積が[]㎡。新規設定です。

34番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は田で、合計面積が[]㎡。新規設定です。

35番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は畑で、合計面積が[]㎡。新規設定です。

36番が、貸し手が[]の相続人代表である、[]さん。土地の所在が、[]番 外4筆。新規設定です。

37番が、貸し手が[]さん。土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]㎡。再設定です。

38番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は田で、合計面積が[] m^2 。再設定です。

39番が、貸し手が[]さん。土地の所在が、[]番 外2筆。現況地目は田で、合計面積は[] m^2 。再設定です。

40番が、貸し手が[]さん。土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は田で、合計面積が[] m^2 。再設定です。

41番が、貸し手が[]さん。土地の所在が、[]番 1。現況地目は田で、面積が[] m^2 。再設定です。

42番が、貸し手が[]さん。土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[] m^2 。再設定です。

43番が、貸し手が[]さん。土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は田と畑で、合計面積が[] m^2 。再設定です。

44番が、貸し手が[]さん。土地の所在が、[]番 1。現況地目は田で、面積が[] m^2 。新規設定です。

45番が、貸し手が[]さん。土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は田で、合計面積が[] m^2 。再設定です。

46番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[] m^2 。再設定です。

47番が、貸し手が[]さん。土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[] m^2 。再設定です。

48番が、貸し手が[]さん。土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は畑で、合計面積が[] m^2 。新規設定です。

以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

藤本局長・・・・・・・・・・ 確認委員である田村和弘委員に代わりまして、43番の報告書を代読させていただきます。

申請地は[]にあり、[]から西に約300mのところにあります。現在は稲刈り後の状態です。その他の情報はほかの委員さんからの報告と同じため、省略させていただきます。以上のことから、問題なしと判断しました。

報告は以上です。

藤本局長・・・ 確認委員である田村和弘委員に代わりまして、46番の報告書を代読させていただきます。

申請地は[]集落にあり、[]から南に約80mのところにあります。現在は稲刈り後の状態です。その他の情報はほかの委員さんからの報告と同じため、省略させていただきます。以上のことから、問題なしと判断しました。

報告は以上です。

会長・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案32番から48番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第2号議案32番から48番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

森推進委員の着席を求めます。

会長・・・・・・・・ 森推進委員が着席しましたので、49番と50番を議題とする前に田村幸生推進委員の退席を求めます。

田村幸生推進委員が退席しましたので、49番と50番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・ それでは、49番と50番について説明します。

なお、2件とも借り手は[]さんで、再設定です。

49番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。土地の所在が、[]番[] 外1筆。現況地目は畑で、合計面積が[]㎡。

使用貸借権で、作付予定は施設甘長とうがらし。設定期間が令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間です。

50番が、貸し手が[]さん。土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]㎡。賃貸借権で、借賃は玄米30kg。1俵あたり13,000円に換算すると、反当り5,363円となります。作付予定は水稻で、設定期間が令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間です。

以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案49番と50番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第2号議案49番と50番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

田村幸生推進委員の着席を求めます。

田村幸生推進委員が着席しましたので、51番を議題とする前に伊藤推進委員の退席を求めます。

伊藤推進委員が退席しましたので、51番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、51番のみ説明します。

貸し手が[]さん。借り手が[]さん。土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は畑で、合計面積が1,077㎡。使用貸借権の新規設定で、作付予定はショウガ。設定期間が令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間です。

以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

藤本局長・・・ 確認委員である横畠委員に代わりまして、５１番の報告書を代読させていただきます。

申請地は■■■■集落にあり、■■■■から東に約３００ｍのところにあります。現在はショウガを収穫した後の状態で、公告後はショウガを栽培する予定です。借受人は主にショウガを栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、栽培に必要な農機具類はすべて保有しています。農作業に常時従事しており、地域との調和要件も問題ないことから、問題なしと判断しました。

報告は以上です。

会長・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第２号議案５１番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第２号議案５１番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

伊藤推進委員の着席を求めます。

伊藤推進委員が着席しましたので、その他に移ります。

事務局の説明を求めます。

藤本局長・・・・・・・・ その他について、３点ほどお伝えいたします。

まず１点目としまして、令和６年度農地利用意向調査についてです。

昨年の夏から秋にかけて、委員の皆様にご調査いただきました一筆調査の結果、遊休農地と判断した農地の所有者やその遺族へ利用意向調査を行う予定です。現在判明している送付先は４１５名で、昨年度より３１名多くなっています。２月上旬までには発送する予定で動いています。

２点目は、農地等の借受希望申し出についてです。１月７日に■■■■さんという男性が役場に来庁されました。その際に、現在■■■■の近くで露地ピーマンを栽培しているが、面積を増やしたいということでした。希望内容をお伺いしたところ、１反ほどの元畑で、できればすぐにでも栽培できるような、水はけがよく、夏場には少し早く陰るような

ところがいいとのことでした。 必ずしも、現在の圃場の近くでなくても構わないとのことでしたが、お心当たりのある委員さんはまた事務局まで情報をお寄せください。

3点目は、議案書には掲載してありませんが、近々、佐川町のふるさと納税の返礼品の中に、遊休農地の草刈り作業というものが加わる可能性があります。昨年からふるさと納税の担当者に話をしていたところ、担当者とシルバー人材センターとで話し合いを行い、この度、総務省へその内容で申し込むように動いていると教えてもらいました。まだ確実に実現したわけではありませんので、決まり次第またお知らせいたします。

私からは以上です。

会長・・・・・・・・・・ その他、特にないようなので、これで第20回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。

次の定例総会は、2月27日 木曜日 午後1時半から、佐川町役場2階中会議室2で行いますので、ご注意ください。